

3 愛知県の援護施策

(1) 郷土訪問事業

- 昭和41年から平成13年までは藤楓協会愛知県支部が実施し、平成14年度からは県で実施。

実施状況

社会の偏見差別から地縁・血縁をきって入所している方も多く、入所者は故郷に帰りたくても帰れない状況にあった。故郷を思う気持ちを実現するため、昭和41年から実施することとし、初年度は長島愛生園の愛知県出身者12人を対象に、2泊3日の郷土訪問事業を実施した。以後、毎年、1～2の療養所単位で実施してきた。

当初は、適当な宿泊場所がなく、県立尾張病院（一宮市）の看護婦宿舎や県立城山病院（千種区）の一時救護所を利用した。昭和46年からは、県立尾張病院の敷地内に宿泊所兼診療所の「藤楓荘」を設置したので、ここを宿泊場所としていたが、施設が老朽化したことや入所者から一般の旅館にも宿泊したいとの希望もあったことから、平成5年からは蒲郡の旅館「銀波荘」、平成10年からは健康の森の「健康プラザ」にホテル（宿泊館）がオープンしたのでここを利用している。

訪問日程の中では、県の衛生部長、名古屋市の担当課長、婦人団体役員等との懇談会の場を設けているが、平成13年の駿河療養所の郷土訪問の際には、始めて知事との面談を行った。

平成14年度からは、愛知県出身者のみえる9療養所全部の参加希望者を対象として実施している。入所者が高齢化しているため、取りやめる県もでていますが、愛知県の入所者からは、引き続き実施の要望が強い。

(参加状況)

年	昭和41	45	50	55	60	平成元	5	10	14	15
参加療養所数	1	2	2	2	2	5	1	1	4	6
参加者数	12	24	30	19	29	72	16	14	30	32

参加者の感想

平成6年10月24日

私ども愛知県出身者14名が、久しぶりに故郷で過ごした4日間、実に楽しく、懐古の念に浸ることができました。それは婦人会の方々の、私どもに対し行き届いたご配慮が母親のようにあたたかかったことでした。また、園で思い浮かべていた故郷の小高い丘や町並みの変貌には、「今、浦島」の感を深くするとともに、たくさんの土産話を持ちかえることができました。

長い間「らい」は、特別怖い病気として世間に恐れられ、罹患したことが判れば、本人は勿論のこと家族までもが「村八分」になり、病苦よりもその事実を隠すことに神経を使い、偏見におびえ、差別に泣いたことは、過去のことになろうとしています。しかし、傷ついた心の痛みはなかなか癒されません。このたびの里帰りですぐに婦人会の方々の温かい情愛に接しますと、受けた傷跡も少しずつ消されていくように思いました。

今では、特效薬が開発され容易に完治する病気になりました。しかし、全くハンセン病のことを知らない人達が増えていることも事実です。

病気を正しく理解することなく、病気になったことで差別された悲しいハンセン病の歴史にも関心をもっていただきたいと思います。私たちは、郷土の皆様のご厚情をいただき、療養の励みにし生涯をまっとうしたいと思います。（以下略）

(2) 療養相談

昭和37年頃から衛生部と駿河療養所の石原所長（当時）とで協議を行い、昭和38年から、駿河療養所を退所した軽快患者を対象に外来診療を始めた。県立城山病院の「一時救護所」を利用して始めたが、昭和46年には、県立尾張病院敷地内に宿泊所兼診療所「藤楓荘」を建設したので、場所を藤楓荘に変更した。駿河療養所の医師と検査技師の謝礼と旅費は県、薬や衛生材料の費用、患者等の交通費は藤楓協会愛知県支部が負担した。

「らい予防法」が廃止された平成8年からは、医療相談を主とした療養相談として実施している。平成15年度は、5月と11月の各1日、計2日間実施した。

(実施状況)

年	昭和38	40	45	50	55	60	平成元	5	10	15
実施回数	1	4	4	4	4	4	4	4	2	2
延相談者数	11	172	205	144	158	130	103	81	28	22

昭和41年から48年まで、1回は5日間で後半の2日間は巡回日を設けた。

昭和49年から平成4年は1回が3日間、平成5年からは2日間、平成12年からは1日。

外来診療について 「創立三十年誌 財団法人藤楓協会」(昭和58年3月)より抜粋

「らいの診療は、公立、私立の療養所が開設されてからも、大部分の患者が在宅であったので、各国立大学の皮膚科外来で通院治療を受ける者が多かった。草津町の湯之沢部落のように温泉治療のために集った患者に対しては、聖パルナバ医院、鈴蘭村および開設当初の栗生楽泉園などがその治療にあたってきた。

療養所が増設、増床され、患者の大部分が入所するようになってからは、各大学の外来も次第に少なくなり、東北大学、京都大学（入院を含む）大阪大学など限られるようになってきた。しかし、新しい化学療法が用いられるようになってから、臨床的治癒により療養所を退所する者も多くなり、やがて沖縄を除く本土でもその健康管理や生活指導あるいは診療が必要になってきた。

それらの人びとの働く場所に近い各国立療養所は、半ば秘密をもって働く人達のことを考慮し、例えば、日曜日（奄美和光園は名瀬市内で、大島青松園は高松市内）や夜間（多磨全生園）に診療するなどそれぞれ工夫をこらし、その必要性に応じてきた。

愛知県の場合は、ことにこの外来診療に積極的に取り組み、今日でも充分その効果をあげているので次に詳述する。

(愛知県の外来診療所)

DDSやそれに続く新しい治療薬が開発され、らいが治るようになると、療養所から退所していく人の数が徐々に増えていった（軽快退所者）。しかし、長期の療養所生活の間には何らかの理由で一時帰省をしたまま再び戻らない人も少なくなかった。この人たちを事故退所者と呼んでいる。事故退所者の多くはなお治療の必要なものが多く、中には病状が悪化して再び療養所へ戻っ

てくる人があった。また、軽快退所者の中にも、後療法を全く止めている中に時に再発する人があった。

事故退所者として、療養所から連絡を受けた府県はその取扱いに困惑するのが普通である。それは、治癒したのでなければ当然何らかの管理をしなければならないからである。日本全体からみれば、患者が療養所にいようと家にいようと、治療の必要があれば何らかの手を打つ必要がある。しかし、現状では軽快退所をしても、本人が自分の健康管理に留意して検査を受けに療養所へ来るのでなければ、そうたやすく近くの保健所や病院で診てもらうわけにはいかないのである。

このような背景があったため、駿河療養所からの希望が出たのを機に愛知県衛生部（高部益男部長）は、藤楓協会支部の事業として外来診療所の開設に踏み切ったのである。

昭和38年12月に、県立城山病院構内にあった一時救護所（らい予防法により設置された）を利用して外来診療を開始した。さらに昭和46年6月からは、一宮市内にある県立尾張病院の構内に、里帰りの人びとの宿舎も兼ねた診療所（藤楓荘）が、藤楓協会がお年玉つき年賀はがきの補助金を受けて建設された。

外来診療所は当初、軽快退所者と、事故退所者の診療が主であったが、その後在宅者の治療や、家族の検診もこれに加わってきた。外来診療所での業務は、診察と菌検査が行われ、検査結果はその日に各人に直接説明されることになっている。また治療薬も病状に応じて与えられ、使用する薬剤はD D S、C I B A-1906、R F Pでいずれも藤楓協会愛知県支部の予算で賄われている。また、愛知県からの受診者については往復旅費が支給されている。これらの方式が20年近く行われてきたため現在では定着し、隣接の岐阜県あるいは三重県、大阪府などから受診者を見るようになった。その中には、家族検診で初期の病変を発見されたものが数名あり、いずれも自宅で治療した。また、療養所に入らないで治療を受けた在宅患者も、今までに15名以上に達している。

昭和56年6月25日、高松宮同妃両殿下には藤楓荘にお成りになり、施設の様子を御覧いただいたことは関係者一同の大きな感激であった。その折に御手植下さった藤と楓とは、やがてここを訪れる人々の慰めとなるであろう。」

(3) 啓発事業

ハンセン病を正しく理解するためのパンフレットを作成し、配布している。



(4) その他

1 県議会

昭和26年頃から平成9年まで、県議会の衛生関係委員が東西に分かれ、毎年、愛知県出身者の多い療養所を訪問（慰問）していた。この訪問には県の職員も同行した。

なお、昭和28年の藤楓協会愛知県支部の発足当初から、衛生関係委員会委員長のほか県議会議員3人が理事評議員となっており、委員長（健康福祉委員会）は現在も役員として参画している。

2 保健師の配置

本県では、ハンセン病対策の特殊性を考慮して、担当者は長期にわたり業務を担当することとしているが、より専門的な相談に応えるため、昭和41年からは保健師を配置している。

ハンセン病担当として専用の電話をひき、療養所の入所者等からの相談に応じている。

なお、昭和28年の「らい予防法」施行についての国通知には、「秘密保持徹底のため、特定の職員に事務を行わせること、また、職務に適した優秀な職員をあてること」を指示している。

担当者	職種	担当年月	担当期間
奥原 茂吉	事務	・昭和22年11月～昭和30年12月	9年2月
服部 光	事務	・昭和29年9月～昭和42年3月	12年7月
榎本 わさ	保健師	・昭和41年4月～昭和54年3月	13年
鶴来 弥生	保健師	・昭和53年4月～平成5年3月	15年
伊藤 君代	保健師	・平成4年4月～平成16年現在	12年

- ・昭和17年10月までは警察部、昭和17年11月～22年10月内政部所管
- ・昭和22年11月から衛生部予防課（昭和28年から保健予防課に名称変更）に予防担当職員が配置された。
- ・担当者が交替するときは、前任の担当者がプライバシーに配慮して秘密裡に処理していたことも多いため、業務を引き継ぐため1年間の重複期間をおいていた。

3 愛知県藤楓協会

昭和27年の財団法人藤楓協会（前身は「癩予防協会」）の発足とともに、本県では、昭和28年9月、知事を支部長として、藤楓協会愛知県支部を設立した。昭和29年10月、財団法人藤楓協会発行の「らいについて」によれば、藤楓協会は、「昭和28年度から、在宅未収容患者80名以上を擁する府県に、支部を作り（愛知、大阪、熊本、宮崎、鹿児島）本部と支部が相協力して、未収容患者の収容を促進するため、入所の勧誘、療養所の見学、支度金の支給及び見舞い品の支給等を行い」とある。これを受け、県支部を設置し、以後、現在まで県のハンセン病施策に関する事業を補完してきた。

（事務局は保健予防課（平成12年からは健康対策課）に置き、事務は県のハンセン病担当者が兼務している）

現在の主な活動

- ・ハンセン病の正しい知識普及・啓発及び相談事業への協力
- ・入所者訪問事業
- ・昭和46年に設立した「藤楓荘」（尾張病院敷地内）の管理運営
延165m²木造平屋建て 和室（8畳）4室・診察室・検査室・浴室等
- ・県委託事業の実施（郷土訪問・パンフレットの作成）

発足時の主な事業

- ・療養所見学旅費の支給
- ・家族付き添い人旅費の支給
- ・入所患者見舞金の支給
- ・入所支度交付金の支給

主な収入

- ・本部交付金 10（20）万円（昭和29年～41年まで）
- ・県補助金 10（81）万円（昭和29年 平成15年）
- ・婦人団体連絡協議会からの寄付金（昭和29年 平成15年）

事業等の経緯

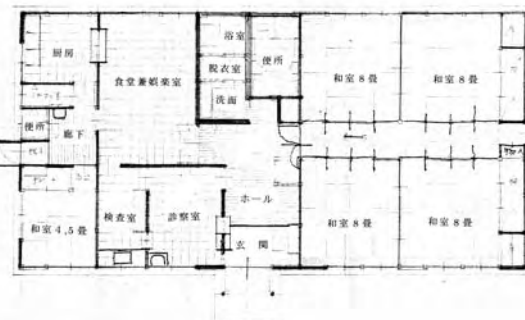
- ・昭和28年9月 愛知県支部発足 支部長 愛知県知事
（役員 愛知県議会議員、市長会長、町村会長、名古屋市、婦人団体連絡協議会長等）
療養所慰問団の派遣
- ・昭和31年8月 浮浪らい患者一時救護所建設54m² - 県立城山病院内
待合室（10畳）・診察室（4畳）・台所 （46年廃止）

- ・昭和37年 パンフレットの作成（～平成7年）
- ・昭和38年 外来診療への協力
- ・昭和41年 郷土訪問実施
 社会復帰促進費支給（月2,000円）
- ・昭和46年 「藤楓荘」の設置 延165m²木造平屋建て
 （お年玉つき年賀はがきの補助金・愛知県補助金・名古屋市補助金）
- ・平成15年 愛知県藤楓協会に名称変更

藤楓荘宿泊者の推移

年度	昭和46	50	55	60	平成元	5	10	15
宿泊者数	61人	46	33	39	42	19	0	0

藤楓荘



設立の経緯

昭和38年から城山病院の一時救護所で外来診療を実施していたが、専用施設としてハンセン病回復者用宿泊所を建設し、郷土訪問や社会見学等、社会との交流を図るために一時帰省した療養所入所者の宿泊、また家族面会場所に利用する等、社会復帰の促進に役立てると共に、在宅患者及び患者家族の検診等も併せ実施できる拠点とすれば、県のハンセン病事業に寄与することが大きいと、県・名古屋市当局始め地域婦人団体連絡協議会が協議を重ね専用施設の設立に至った。建設地は、城山病院の敷地が狭く建設が不可能であったため、広い敷地を有する県立尾張病院（一宮市）県立愛知病院（岡崎市）が候補にあがったが、交通の便から尾張病院構内に建設された。

財団法人藤楓協会が本県で主催した大会等

- 昭和29年 ・「貞明皇后をしのぶ会救らいの集い」名古屋金城学院講堂
- 昭和56年 ・「貞明皇后をしのび、ハンセン氏病を正しく理解する集い」愛知文化講堂
 総裁高松宮殿下、同妃殿下「藤楓荘」を視察
- ・「療養作品展示会」名古屋三越

(5) 熊本地裁「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟判決以降の取組

1 知事のメッセージを療養所入所者へ持参

平成13年6月末から7月にかけて、部長、理事等幹部職員が愛知県出身者が入所している9療養所を訪問し、入所者に知事のメッセージを持参し、謝罪の意を伝え手渡した。

・知事のメッセージ

ハンセン病の方々が長い間受けてこられた苦痛と苦難に対し、「らい予防法」の業務を行ってきた愛知県としましても、こうした事実を厳粛に受け止め、深くお詫び申し上げます。

今後は、人権の尊重を基本として、ハンセン病に対する差別や偏見の解消と皆様方の福利の増進に努めてまいります所存であります。

また、ハンセン病になられ、多くの苦しみの中で亡くなられた方々に対して、哀悼の意を表します。

愛知県知事 神田真秋

2 知事の療養所訪問等

・知事と療養所入所者との面談

平成13年9月7日、駿河療養所（静岡県）の入所者が郷土訪問した際に県庁で面談

平成15年10月7日、多磨全生園（東京都）・駿河療養所（静岡県）・菊地恵楓園（熊本県）の入所者が郷土訪問した際に県庁で面談

・知事の療養所訪問

平成15年4月25日、岡山県の国立療養所長島愛生園を訪問し、納骨堂で献花し、入所者と懇談した。



県議会での決議等

愛知県議会では、平成13年7月9日にハンセン病対策に全力で取り組む決議を行ったほか、平成13年9月、15年10月の療養所入所者郷土訪問の際に、議会を代表して議長が面談した。

・県議会でのハンセン病問題についての決議

ハンセン病問題についての決議

去る、5月11日の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟判決について、政府は控訴しないことを決定したことから、国の責任を認める判決が確定した。

また、衆議院、参議院においても、患者、元患者に対する名誉回復と救済等の立法措置を

講ずること等が決議され、これを受けて、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律が成立したところである。

しかし、法律の成立は、問題解決への第一歩にすぎない。本県の出身者も200人近くが全国の療養所で生活しているが、永年にわたり採られてきたハンセン病患者に対する誤った隔離政策により、多くの患者、元患者が人権上の制限、差別等から受けた苦痛と苦難が、消え去るものではなく、また、社会の偏見や差別が直ちになくなるわけではない。

よって、本県議会は、今日の事態を厳粛に受け止め、深い反省を表するとともに、ハンセン病についての正しい知識の普及・啓発はもとより、患者・元患者に対する名誉回復と偏見の根絶、さらには、故郷での円滑な受け入れと人権に配慮した医療・福祉行政の確立のため、県民と一丸になって全力で取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成13年7月9日

愛知県議会

その他

- ・シンポジウムの開催（平成13年11月）

講演とシンポジウムを開催し、併せてパネル展を行いハンセン病の正しい理解に努めた。

- ・パンフレットの作成（平成13年～）

一般県民向け、高校生向けのパンフレットを作成・配布し、啓発に努めている。

- ・県営住宅の優先入居制度の創設（平成14年4月）

ハンセン病療養所の入所者が社会復帰できるよう、県営住宅の優先入居制度の対象とした。

- ・パネルの展示（正しい知識普及のため、ハンセン病に関するパネル15枚を作成）

ハンセン病を正しくする週間に展示（平成14年～）

- ・人権啓発行事（人権ハートフルフェスティバル・人権ひろば）

ハンセン病に関するパネル展示（平成14年～）

ハンセン病療養所入所者を描いた映画「風の舞」の上映（15年1月）

4 民間の取組

(1) 小笠原 登(明治21年7月10日～昭和45年12月12日)

愛知県甚目寺町にある円周寺の二男として生まれた。

大正15年から京都帝大(現在の京都大学)でハンセン病の治療にあたり、昭和13年からは、ハンセン病の診療と研究のために同病院に皮膚科特別研究室が開設されると、その主任に就任した。

小笠原医師は、ハンセン病の発病は体質によるところが大きいこと、ハンセン病は不治ではないこと等の考えから、当時の強制隔離、断種に反対し、病院での通院治療を実践した。

強制隔離施策をとった日本の中でも、これに反対した数少ない医師でした。

京都大学に在任した昭和23年までの20年余り、1500人を外来で治療した。明治時代に始まった同大の外来治療ですが、入院施設が完備されたのも、小笠原医師の在任中でした。また、京大退職後、昭和23年から30年まで地元の豊橋国立病院に勤務しましたが、京大時代の患者が豊橋まで診察を受けに来ていた。しかし、法律上、病院での外来治療が難しかったため、患者は自宅のある甚目寺町の円周寺に集まるようになり、帰宅後や休みの日に、患者の立場にたって診療を続けた。

昭和32年からはハンセン病療養所である奄美和光園に勤務し、昭和41年に退官。昭和45年に円周寺で死去。



円周寺



・「第68回日本らい学会」(平成7年4月)

昭和16年から54年を経過した平成7年の「日本らい学会」は、総会において、ハンセン病は「特

別の感染症として扱うべき根拠はまったくない『現行法』(らい予防法)はその立法根拠をまったく失っているから、医学的には当然廃止されなくてはならない」、「これまでに『現行法』の廃止を積極的に主導せず、ハンセン病対策の誤りを是正できなかったのは、学会の中枢を療養所の関係会員が占め、学会の動向を左右していたからでもあり、長期にわたって、「現行法」の存在を黙認したことを深く反省する」、「らいの恐怖心をあおるのを先行させてしまったのは、まさに取り返しのつかない重大な誤りであった」との見解を表明し、医学者の責任を、学会自らが認めた。

小笠原登関係参考文献

「現代のスティグマ」大谷藤郎 頸草書房

「らい予防法 廃止の歴史」大谷藤郎 頸草書房

「救ライに捧げた40年・小笠原登博士の生涯」(上)(中)(下)長尾英彦 郷土研究 No9,10,11

「甚目寺むかしばなし (第十一話 ライを病む人に捧げた40年)」甚目寺郷土文化研究会

「ハンセン病・資料館・小笠原登」大谷藤郎 (財)藤楓協会

証人調書1「らい予防法国賠訴訟」大谷藤郎証言 皓星社ブックレット9

「知っていますか?ハンセン病と人権 一問一答」

ハンセン病と人権を考える会編 解放出版社

「小笠原登」ハンセン病強制隔離に抗した生涯 No.10 東本願寺

(2) 地域婦人団体

昭和30年代の初めから現在に至るまで、愛知県地域婦人団体連絡協議会及び名古屋市女性団体連絡協議会の事業として、毎年、会員が療養所を訪問し、交流を続けている。

また、ハンセン病に対する募金活動を、昭和29年以来毎年続けており（昭和34年の伊勢湾台風時は除く）、募金額の総額は1億円を超えている。これらの費用は藤楓協会愛知県支部を通して入所者見舞金として、また、療養所の訪問費用の一部として活用された。

このほか、愛知県地域婦人団体連絡協議会は入所者の郷土訪問に際して、介助などにも協力している。

療養所訪問状況

年度	昭和35	45	55	平成元	10	15 (~ 3 / 1)
延人数(人)		168	359	498	357	395
延施設数	22	12	23	20	12	12

「婦人あいち」平成15年3月10日号

「この療養所も長くて二十年以上、一人になってもこの訪問を続けてください」と言われた言葉はとても重く感じるものでした。一昨年の判決により、ハンセン病問題はもう終わったと多くの方は思われているようですが、入所者の方々にとってはまだまだ重大な問題が残っているようです。それは「人間回復への道」だそうです。まだ終わっていないということを私たちは伝えなくてはなりません。

「ハンセン病療養所訪問」
知多郡 川口 知里

八月二十六日、尾東ブロックは草津にある栗生楽泉園を訪問し県人会の皆様と親しく懇談することができました。これまで県人会の会長をされていた方が、昨年四月に亡くなったとお聞きした時には深い悲しみを感じました。「この療養所も長くて二十年以上、一人になってもこの訪問を続けてください」と言われた言葉はとても重く感じるものでした。一昨年の判決により、ハンセン病問題はもう終わったと多くの方は思われているようですが、入所者の方々にとってはまだまだ重大な問題が残っているようです。それは「人間回復への道」だそうです。まだ終わっていないということを私たちは伝えなくてはなりません。

ハンセン病療養所訪問状況一覧

駿河療養所	7月12日	西春日井郡	33名
栗生楽泉園	8月26日	尾東	45名
駿河療養所	9月16日	西三	45名
多摩全生園	10月3日	知多郡	33名
駿河療養所	11月26日	刈谷市	28名
駿河療養所	12月2日	瀬戸市	40名
長島愛生園	12月2日	刈谷市	6名
栗生楽泉園	12月10日	稲沢市	30名
多摩全生園	12月13日	犬山市	25名
長島愛生園	15年1月15日	尾北	45名
計			330名



5 ハンセン病関係年表

西暦	年号		愛知県	日本	世界
1873	明治6				アルマウエル・ハンセン らい菌を発見
1889	22			神山復生病院（静岡県）開設（日本初の療養所）	
1897	30				第1回国際らい会議（ベルリン）（伝染説が確立）
1907	40	3	警察部衛生課が所管	「癩予防二閣スル件」（法律第11号）公布	
1909	42			府県連合立らい療養所創設（全生病院等5カ所）	第2回国際らい会議（ベルゲン）（らい菌の感染力が弱いことを決議）
1915	大正4			全生病院にて断種手術開始	
1916	5			療養所長に懲戒検束権付与	
1921	10			10年間で療養所1万床計画	
1923	12				第3回国際らい会議（ストラスブルク）
1930	昭和5			国立療養所第1号として長島愛生園（岡山県）発足	
				内務省「癩根絶策」を発表	
1931	6	4	癩病絶滅期成同盟会第1回大会	（財）癩予防協会設立 「癩予防法」（法律第58号）公布	
1933	8			「癩予防デー」の設定	
1934	9		十坪住宅の募金運動 ～昭和13年 最初の十坪住宅を長島愛生園に寄付		
1938	13				第4回国際らい会議（カイロ）
1940	15			厚生省「無らい県運動」の徹底を各県に指示	
1941	16	7		府県立癩療養所を国立移管（国立療養所発足）	
1943	18				プロミン、アメリカで発表
1947	22	10	衛生部に移管 無癩県運動第1期計画～昭和23.3 （患者の現況調査等）	プロミン、日本で使用開始	
1948	23	4	無癩県運動第2期計画～昭和25.10 （患者の入所勧奨・検診等）	優生保護法一部改正（ハンセン病を対象）	第5回国際らい会議（ハバナ）
1951	26		県議会委員療養所慰問 ～平成9年	全患協の組織結成	
1952	27			（財）藤楓協会設立（癩予防協会）	WHO第1回らい専門委員会
1953	28	8	藤楓協会愛知県支部設立 （県・市地域婦人団体募金寄託開始）	「らい予防法」（法律第214号）公布	第6回国際らい会議（マドリッド）
1954	29	4		「らい患者」家族への生活援護開始	
1956	31		県・市地域婦人団体療養所慰問		ローマ会議（差別法の撤廃や社会復帰の援助を提唱）
1958	33				第7回国際らい会議（東京）（強制的な隔離政策を全面的に破棄するよう勧奨）
1959	34				WHO第2回らい専門委員会（差別法の撤廃・外来診療を提唱）
1963	38		「城山病院」で外来診療開始	全患協が予防法改正の要望書を提出	第8回国際らい会議（リオデジャネイロ）（特別法の廃止を提唱）
1966	41	11	「郷土訪問」開始（藤楓協会愛知県支部）		
1971	46	4	宿泊所兼診療所「藤楓荘」完成		
1981	56				WHO、多剤併用療法の提唱
1988	63			邑久長島大橋完成（全長185m）	
1993	平成5	6		高松宮記念ハンセン病資料館開館	
1996	8	4		「らい予防法の廃止に関する法律」（法律第28号）公布 （「らい」の呼び名が「ハンセン病」となる）	
2001	13		健康福祉部長等が療養所入所者に「知事メッセージ」を届け、お詫びした ハンセン病問題についての決議（県議会） シンポジウムの開催	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」（法律第63号）公布	
2002	14	4	県営住宅の優先入居制度創設	ハンセン病療養所等退所者給付金事業スタート	
2003	15	4	知事、長島愛生園を訪問	社会復帰支援事業開始 熊本県のホテルが療養所入所者を宿泊拒否	
2004	16	1	人権ひろばで映画「風の舞」上映 ハンセン病の記録作成		

関係法令

・癩予防ニ関スル件 法律第11号（明治40年3月19日）抜粋

第2条 癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ医師又ハ当該吏員ノ指示ニ従ヒ消毒其ノ他予防方法ヲ行フベシ

第3条 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキトキハ行政官庁ニ於テ命令ノ定ムル所ニ従ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適当ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ必要ノ場合ニ於テハ行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ対シテモ一時相当ノ救護ヲ為スヘシ

（以下略）

・癩予防法（法律第58号 昭和6年4月2日改正）抜粋

第2条ノ2 行政官庁ハ癩予防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

1 略

2 古着、古布団、古本、紙屑、襤褸、飲食物、其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ売買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廃棄ヲ為サシメ又ハ其ノ物件ノ消毒若ハ廃棄ヲ為スコト

第3条 行政官庁ハ癩予防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノヲ国立療養所又ハ第四条ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ

（以下略）

・癩予防法施行規則（内務省令第16号 昭和6年7月15日）抜粋

第5条ノ2 療養所ノ長ハ入所患者ニ対シ左ノ懲戒又ハ検束ヲ加フルコトヲ得

1 譴責

2 30日以内ノ謹慎

3 7日以内常食量二分ノ一マデノ減食

4 30日以内ノ監禁

前項第3号ノ処分ハ第2号又ハ第4号ノ処分ト併科スルコトヲ得。第1項4号ノ監禁ニ付テハ、情状ニ依リ国立癩療養所ニ在リテハ内務大臣、道府県ノ療養所ニ在リテハ管理者タル地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ期間ヲ2ヶ月マデ延長スルコトヲ得

・らい予防法（法律第214号 昭和28年8月15日）抜粋

（国立療養所への入所）

第6条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者について、らい予防上必要があると認めるときは、当該患者又はその保護者に対し、国が設置するらい療養所（以下「国立療養所」

という。に入所し、又は入所させるように勧奨することができる。

2 都道府県知事は、前項の勧奨を受けた者がその勧奨に応じないときは、患者又はその保護者に対し、期限を定めて、国立療養所に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は公衆衛生上らい療養所に入所させることが必要であると認める患者について、前2項の手続きをとるいとまがないときは、その患者を国立療養所に入所させることができる。

4 第1項の勧奨は、前条に規定する医師が当該患者を診察した結果、その者がらいを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ、行うことができない。

(中略)

(汚染場所の消毒)

第8条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者又はその死体があった場所を管理する者又はその代理をする者に対して、消毒材料を交付してその場所を消毒すべきことを命ずることができる。

(物件の消毒廃棄等)

第9条 都道府県知事は、らい予防上必要があると認めるときは、らいを伝染させるおそれがある患者が使用し、又は接触した物件について、その所持者に対し授与を制限し、若しくは禁止し、消毒材料を交付して消毒を命じ、又は消毒によりがたい場合に廃棄を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の消毒又は廃棄の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員にその物件を消毒材料を交付して消毒し、又は廃棄させることができる。

(以下略)

・らい予防法の廃止に関する法律(法律第28号 平成8年4月1日交付)抜粋

(らい予防法の廃止)

第1条 らい予防法(昭和28年法律第214号)は、廃止する。

(国立ハンセン病療養所における療養)

第2条 国は、国立ハンセン病療養所(前条の規定による廃止前のらい予防法(以下「旧法」という。)第11条の規定により国が設置したらい療養所をいう。以下同じ。)において、この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所している者であって、引き続き入所するもの(第4条において「入所者」という。)に対して、必要な療養を行うものとする。

(以下略)

参考文献等

- ・「判決 熊本地裁・(第1次～第4次)」全国ハンセン病療養所入所者協議会
- ・「日本らい史」 山本俊一著 東京大学出版会
- ・「愛生」 長島愛生園 昭和10年6月 11年5・6月 14年4月 18年8月
- ・「愛知県議会史7・8・9巻」 愛知県
- ・「創立30周年誌」 財団法人藤楓協会
- ・「愛知県史 資料編26 近代3 政治・行政3」 愛知県
- ・「愛知県における“らい”の外来診療10年のあゆみ」 レブラ43巻2号別冊
- ・「柊の径 30周年記念」 国立多磨全生園内 愛知県人会

- 1 文中の敬称は全て略させていただきました。
- 2 病名(癩、らい、ハンセン病)について
 - ・年代によりそれぞれの呼称がありますが、法律等固有名詞はそのまま使用しました。・戦前は「無癩県運動」、戦後は「無らい県運動」としました。
 - ・「らい予防法」は「 」をつけました。
 - ・資料(引用を含む)につきましては、当時の文章表現のまま使用しました。
 - ・手記の話し言葉の中ででてくる「らい」の表現は、“らい”としました。
 - ・その他は、ハンセン病を使用しました。

おわりに

ハンセン病の記録としては、昭和25年に衛生部が発行した「癩の話」以外は、外来診療や疫学的調査などわずかに個々の記録が残されているだけで、戦前から戦後にかけての施策をまとめたものはありませんでした。また、入所者の手記も郷土訪問の感想文的なものがありますが、今回のように自由に書いていただいたものはありませんでした。

今回の記録作成にあたっては、戦前・戦後の本県におけるハンセン病への取組み状況、とりわけ隔離施策の実態を、できるだけ明らかにしようと努めました。しかし、昭和22年から昭和53年までハンセン病を専任で担当していた3名の県職員も、既に亡くなっており、明らかにできなかった部分も多くありましたが、ハンセン病療養所の入所者からいただいた手記によって、県で明らかにできなかった点について、いくらかでも補足できたのではないかと考えております。

本県が、ハンセン病患者全員を療養所に隔離することを目指す「無らい県運動」を推進したことは、当時の資料からも明らかであります。この隔離施策の中、手記からは、人としての当たり前の生活が奪われた苦痛や苦悩、家族への思い、また、残された家族の苦悩等がひしひしと伝わってきます。このような人権を無視した行政を二度と繰り返してはならないと痛感しました。

この冊子が、偏見差別のない、人権が尊重される社会づくりを推進するための一助になれば幸いです。

この冊子の手記をお書きいただきました、栗生楽泉園の加藤さんが3月2日にお亡くなりになりました。昨年、聞き取りでお会いしたときはお元気でしたが、この冊子をお渡しすることができずに亡くなられ、誠に残念であります。御冥福をお祈りします。

御協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。

ハンセン病の記録

～ハンセン病と共に・偏見差別のない愛知を求めて～

2004年3月 発行

発行 愛 知 県

編集 愛知県健康福祉部健康対策課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052 - 961 - 2111(代)

FAX 052 - 954 - 6917

E-mail kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

許可なく無断転写、複写を禁ずる



平成2年10月の郷土訪問の際に、県に寄贈された花瓶です。
多磨全生園入所者（佐藤敏一氏・H14・10没）の作品 高さ41cm 直径24.5cm